自動車検査証

令和 6年 3月26日　神奈川運輸支局長　421240218493

初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
平成30年 2月	大型特殊	-	自家用		

車名	車体の形状
タダノ	ホイール・クレーン

車台番号	燃料の種類	原動機の総排気量又は定格出力
T011-0281	軽油、	8.85 kW

型式	原動機の型式	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
UDS-T011	QL9	10830 kg	11100 kg	- kg	13730 kg

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
1 人	kg	35660 kg	35715 kg	1260 cm	278 cm	374 cm

使用者の住所又は名称

備　考
基準緩和事項、制限附加

T9564IIX3237900

国土交通省　7688

裏面もご覧ください。
この裏面には電子部品（ICチップ）を内蔵したICタグがありますので、大切に使用・保管してください。

#536

A

記録年月日	令和　8年　3月　11日

自動車検査証記録事項

421240218493

1.基本情報

自動車登録番号又は車両番号					
車台番号	Ｔ０１１－０２８１				
登録年月日／交付年月日	平成　30年　8月　10日	初度登録年月	平成　30年　2月	有効期間の満了する日	令和　10年　4月　13日

2.所有者・使用者情報

所有者の氏名又は名称	
所有者の住所	
使用者の氏名又は名称	
使用者の住所	＊＊＊
使用の本拠の位置	＊＊＊

3.車両詳細情報

車名	タダノ　[153]								
型式	ＵＤＳ－Ｔ０１１			原動機の型式	ＱＬ９				
自動車の種別	大型特殊	用途	－	自家用・事業用の別	自家用				
車体の形状	ホイール・クレーン　[072]			乗車定員	1人	最大積載量	－kg		
車両重量	35660kg	車両総重量	35715kg	長さ	1260cm	幅	278cm	高さ	374cm
前前軸重	10830kg	前後軸重	11100kg	後前軸重	－kg	後後軸重	13730kg	総排気量又は定格出力	8.85kW/L
燃料の種類	軽油			型式指定番号		類別区分番号			

4.備考

［横浜］，継続検査
自動車重量税　非課税
令和７年度エネルギー消費効率（ＪＨ２５モード燃費値）算定未了
［受検種別］持込検査車
［検査時の点検整備実施状況］点検整備記録簿記載あり
［受検形態］使用者
＊保安基準緩和＊［認定年月日］平成２６年１０月２３日［四国運輸局］４２９［緩和事項］［０９８］一括緩和，［００１］長さ，［００２］幅，［００４］車両総重量，［００５］軸重，［０５６］隣接軸重，［００６］輪荷重，［００９］接地圧［制限事項］［００１］自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること。，［００２］自動車の後面及び運転者席には、幅を表示すること。，［００４］自動車の後面及び運転者席には、車両総重量を表示すること。，［００５］自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること。，［００６］自動車の後面及び運転者席には、輪荷重を表示すること。，［００８］自動車の後面及び運転者席には、接地圧を表示すること。，［０７１］自動車の最前端部、中央部及び最後端部のそれぞれの附近に側方から確認できる側方灯又は側方反射器を備えること。，［０９１］運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。，［０９５］自動車の後面及び運転者席には、隣接軸重を表示すること。
以下余白

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ＩＤ	T9564HX3237900

第 66719 号　移動式クレーン検査証

製造検査又は使用検査申請者名及び住所	株式会社タダノ 高松市新田町甲34番地
設置地	
事業の名称	
種類及び型式	ジブが伸縮するホイールクレーン　GR-500N-2
つり上げ荷重	50.00　t
製造検査又は使用検査の刻印番号	香66719

有効期間	検査者印	有効期間	検査者印
平成29年 12月 26日から 平成31年 12月 25日まで		6年 2月 5日から 8年 2月 4日まで	
31年 12月 26日から 32年 2月 4日まで		8年 2月 5日から 10年 2月 4日まで	
令和 2年 2月 5日から 令和 4年 2月 4日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
4年 2月 5日から 6年 2月 4日まで		年 月 日から 年 月 日まで	

平成29年　12月　26日

香川労働局長

日付	記事欄	検査者印
平成29年 12月 26日	製造検査施行・クレーン等安全規則第59条の規定に基づき検査証を交付する。	
30年 2月 5日	移動式クレーン設置報告書受理 保管に係る書面の提出により有効期間を延長する (クレーン則 第60条) 横浜南労働基準監督署	
令和 2年 1月 20日	性能検査実施 シマブンクレーン検査㈱関東事務所 異常を認めない	
3年 12月 27日	性能検査実施 シマブンクレーン検査㈱関東事務所 異常を認めない	
5年 12月 28日	性能検査実施 シマブンクレーン検査㈱関東事務所 異常を認めない	
8年 1月 20日	性能検査実施 シマブンクレーン検査㈱東日本事務所 異常を認めない	
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		